

質問に対する回答(尾道市・三原市消防指令センターシステム更新整備事業)

※質問内容は要約しています。				
質問番号	資料名	項 目	質問内容	回 答
1	高機能消防指令システム更新整備業務委託技術提案実施要領書	P.4 8.技術提案書の提出 (6)提案に当たっての留意事項 ウ.車両運用端末(AVM)については、既設流用を可とする。	車両運用端末装置等の既設流用する機器に関しては、工場検査や操作説明は行わない想定でよいか。	既設を流用する機器に関しては、工場検査や操作説明は不要です。 ただし、更新機器との接続・連携・動作確認等の実施および実施結果報告は必要です。
2	高機能消防指令システム更新整備業務委託技術提案実施要領書	P.4 9.プレゼンテーション・ヒアリング (3)実施内容	プレゼンテーションにおいて資料投影が可能か。 また、視認性向上のため、提案書とは別に、提案内容に準拠したプレゼンテーション専用資料の作成は可能か。	プレゼンテーションにおいて資料投影は可能とします。 ただし、提案書とは別に作成したプレゼンテーション専用資料ではなく、提出書類である技術提案書を投影してプレゼンテーションを実施してください。 提案書は図や表などを適宜使用するなど、分かりやすい表現で簡潔に作成してください。
3	高機能消防指令システム更新整備業務委託技術提案実施要領書	P.10 2.技術提案書 (4)予定技術者の経歴等 ウ.業務経歴は、技術提案実施要領「3.参加資格」の(7)に該当する実績案件を優先して規模が大きい順に最大5件まで記載すること。 (ア)実績として記載した業務の契約書等の写しを添付すること。	様式7に添付する「契約書等の写し」について、事業名、発注者、受注者が記載された契約書表紙の写しでよいか。	参加表明で提出済と同一契約であれば、契約書の表紙の写しで構いません。 異なる契約の場合は、契約内容が分かる資料の写しを添付して下さい。
4	システム要求水準書	「第2章」共通条件 第3 一般規定 1 本システムの条件 (1)機器・製品の提供について ア 本仕様書に掲げる設備の構成、機能、性能等に関する全ての事項は、最低仕様であり受託者は厳守すること。	「第3章システム構成」にて「1 台」と表記されている特定の装置に関し、機能仕様条件を満たす前提で、他装置への組み込み、または装置の相乗り構成とすることは可能か。	要求水準を満たすのであれば構いません。
5	システム要求水準書	「第2章」共通条件 第3 一般規定 1 本システムの条件 (1)機器・製品の提供について ア 本仕様書に掲げる設備の構成、機能、性能等に関する全ての事項は、最低仕様であり受託者は厳守すること。	「第3章システム構成」に記載の「1 式」とは、機能仕様条件を満たすために必要な数量一式を指す、という認識で相違ないか。	認識に相違ありません。 機能仕様条件を満たすために必要な数量一式を指します。
6	システム要求水準書	「第2章」共通条件 第3 一般規定 1 本システムの条件 (1)機器・製品の提供について イ 本システムに係る装置、機器、電子機器(ハードウェア、ソフトウェア等)及びその付帯設備は、本業務履行時における最新のものとし、本仕様書に掲げる機能及び性能と同等又は同等以上であること。	機能仕様条件を満たし、設置に問題がない寸法であれば、機器仕様条件とは異なる装置を納入することは可能か。	システム要求水準書の内容と異なる代替対応については、「システム要求水準書」の「実現方法入力欄」に「提案による代替対応」を選択記載し、提案による代替対応の詳細については「補足事項」に記載してください。

※質問内容は要約しています。

質問番号	資料名	項 目	質問内容	回 答
7	システム要求水準書	「第5章」システム要求仕様条件 第1-1 指令台 1 機能仕様条件 (2)機能仕様要件 ウ 119 番通報着信機能 (タ)119 番回線及び加入電話回線から発信者番号情報が取得できる場合は、自動的にその番号を記録し、必要に応じて履歴情報としてタッチパネル内に表示できること。また、履歴は直近の受付として 10 件以上保持でき、履歴情報から番号を選び加入電話回線で発信することができること。	「履歴情報から番号を選び加入電話回線で発信することができること」について、履歴画面からの発信回線は、119番回線の着信履歴はコールバック回線、加入回線の着信履歴は加入回線での発信としてよいか。	システム要求水準書の内容と異なる代替対応については、「システム要求水準書」の「実現方法入力欄」に「提案による代替対応」を選択記載し、提案による代替対応の詳細については「補足事項」に記載してください。
8	システム要求水準書	「第5章」システム要求仕様条件 第1-2 自動出動指定装置 2 構造仕様条件 (1) 構造仕様要件 サ クライアント端末のマウスは Bluetooth 等のワイヤレス接続マウスと有線接続マウスを併設すること。ワイヤレス接続マウスで干渉等の問題が発生した場合は、ワイヤレス接続マウスの使用を停止できること。	ワイヤレスマウスに起因する障害に関しては、干渉によるマウスの動作不良や、指令台の画面遷移等への影響を含め、保守適用除外の認識でよいか。	認識に相違ありません。 ワイヤレスマウスに起因する障害であれば、保守適用除外とします。
9	システム要求水準書	「第5章」システム要求仕様条件 第4-1 車両通用表示盤 2 構造仕様条件 (1) 構造仕様要件 ウ 面間の上下左右の調整ができること。	壁掛け設置を想定するため、角度調整を設置前に実施してよいか。	設置前の角度調整を実施可とします。
10	システム要求水準書	「第5章」システム要求仕様条件 第9 順次指令装置(電話) 1 機能仕様条件 (2) 機能仕様要件 エ 録音内容のモニタができること	音声合成装置で実現する場合は音声合成装置では順次指令の音声モニタができないため、自動出動の画面上で順次指令として流れている文言をテキストで確認する方法でよいか。	システム要求水準書の内容と異なる代替対応については、「システム要求水準書」の「実現方法入力欄」に「提案による代替対応」を選択記載し、提案による代替対応の詳細については「補足事項」に記載してください。
11	システム要求水準書	「第5章」システム要求仕様条件 第9 順次指令装置(電話) 1 機能仕様条件 (2)機能仕様要件 キ 録音時間は、30秒以上であること。また、録音可能残時間の確認ができること	音声合成装置で実現する場合は録音ではなく音片を組み立てて順次指令内容を流す方法でよいか。	システム要求水準書の内容と異なる代替対応については、「システム要求水準書」の「実現方法入力欄」に「提案による代替対応」を選択記載し、提案による代替対応の詳細については「補足事項」に記載してください。
12	システム要求水準書	「第5章」システム要求仕様条件 第9 順次指令装置(電話) 2 構造仕様条件 (1)構造仕様要件 エ 録音方式は、IC 録音方式であること。	音声合成装置で実現する場合、録音ではなく音片を組み立てて順次指令内容を流す方式でよいか。	システム要求水準書の内容と異なる代替対応については、「システム要求水準書」の「実現方法入力欄」に「提案による代替対応」を選択記載し、提案による代替対応の詳細については「補足事項」に記載してください。
13	システム要求水準書	「第5章」システム要求仕様条件 第24 インターネット端末装置 2 構造仕様条件 (1)構造仕様要件 ア 本章「ネットワーク装置」とは、LAN で接続しない独立端末とすること。	インターネット端末は DMZ に配置し、ネットワーク装置との間にファイアウォールを設置することで、インターネット端末装置とネットワーク装置を LAN で直接接続しない構成にする認識で相違ないか。	認識に相違ありません。
14	システム要求水準書	「第7章」据付・調整(工事)条件 第2 石綿含有建材使用の調査 3 以下については、委託者と協議の上決定するものとする。 (2)石綿含有建材等が存在すると判明した場合の撤去等に係る費用	石綿含有建材等が検出された場合は、設置場所や配線方法について、石綿の除去を伴わない方法を協議することが可能との認識でよいか。	認識に相違ありません。